

## 富士見市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例 の制定についての要旨

旅館業法の一部改正等に伴い、富士見市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正するもの。

### 1 改正内容

別表備考中「ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。また、第1条中「含む。）」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加える。

### 2 施行日

この条例は、公布の日から施行する。

富士見市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第31号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において読み替えて準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当(以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害派遣手当等の額等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(委任)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において読み替えて準用する場合を含む。)_____に規定する職員(以下「派遣職員」という。)の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当(以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害派遣手当等の額等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(委任)</p>

第3条 (略)

別表(第2条関係) (略)

備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

第3条 (略)

別表(第2条関係) (略)

備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業の施設以外の施設をいう。